

# 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会から 臨床心理士の皆様へのお知らせ 〈特報:新年度に備えて〉

令和3年12月25日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

新型コロナウイルス危機事態が、なお国内外を問わず予断を許さない状況にあります。困難な危機状況にあるすべての皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

臨床心理士の皆様には、いままで経験したことのない不自由で不安な日常生活の中も、多様な工夫と努力を重ねながら、利用者の方々の心に寄り添い、粘り強く専門業務にご尽力のことと感謝を申し上げます。

本協会といたしましても、皆様のご健闘に即応すべく、多様な臨床心理士支援事業を進めてきました。しかし長引く事態の現況を鑑みると、本協会主催事業をはじめ極めて多くの制限を要する厳しい状況にあり、なお見通しの立たない中も可能な限りの事業展開に努めています。この間の皆様からの温かく多大なご協力に御礼を申し上げます。

このたび、以下のご案内とお知らせをしますので、必要な対応に備えていただき、安心して安全な新年度に向けた確認をしながら、引き続きのご支援とご活躍をお願いします。

1. 『臨床心理士報』62号が発行されます。ご期待ください！
2. 速報:新しい臨床心理士合格者が決定しました。ご支援をお願いします！
3. 第30回心の健康会議を発祥の地で開催します。ご参加をお願いします！
4. 「オンライン研修」(本協会主催)の特例試行を予定どおり始めます！
5. 特別措置の令和3年度末終了確認と新年度への教育研修機会等に備えて！

#### 1. 『臨床心理士報』62号を発行します。重要情報の確認をお願いします。

令和4年2月頃には、すべての臨床心理士各位にお届けします。事業報告、特集：新型コロナウイルス感染拡大事態に特化した援助金助成事業報告（5件）、資格更新該当者の案内、大学院実地視察や指定継続申請が必要な大学院一覧など重要情報が公告されます。「お知らせとお願い」欄とともに、不利益が生じないように必ず確認をお願いします。

#### 2. 令和3年度臨床心理士資格審査（試験）が無事に終り、合格者が決定しました。

令和3年度資格審査（試験）は、新型コロナウイルス禍の中、受験者はじめ関係各位の温かなご協力により例年どおり厳正かつ公正に実施されました。最終合格者1,179名（合格率65.4%）が決定し、審査結果を通知したところです。来春には、33年間の臨床心理士登録者総数が、39,576名になる予定です。

令和4年度資格審査（試験）は、一次試験：令和4年10月15日（土）、二次試験：令和4年11月12日（土）～14日（月）に実施予定です。

#### 3. 第30回心の健康会議の開催案内を送付します。ご支援とご参加をお願いします。

第1回「心の健康会議」が開催された記念の地（沖縄県）で実施予定の第30回記念大会の開催案内を、新春早々に送付します。メインテーマは「教育環境の創新と子どもの未来―地域とともに拓く臨床心理士への新たな期待―」です。感染症予防対策についてご理解を得ながら、皆様とともに、さらに新たな心の健康会議を創造的に出発させたいと考えます。

#### 4. 新たな研修方式「オンライン研修」（本協会主催）を開設し特例試行を始めます。

『臨床心理士報』61号（令和3年8月31日発行）、また令和3年10月1日付で協会ホームページおよび文書（水色）の＜速報＞4でご案内したとおり、令和3年度内に限定しての特例試行として、「オンライン研修」（教育・研修委員会作成のオンデマンド動画）の配信準備が整いました。以下の点にもご留意の上ご活用いただき、よりよい研修システムづくりにご支援をお願いします。

- （1）令和3年度資格更新手続きを予定されている約6,400名限定配信です。
- （2）この手続きの詳細は、令和3年度資格更新対象者個々にご案内します。
- （3）令和2・3年度特別措置の範疇での特例試行として、「臨床心理士教育・研

修委員会規程別項第 2 条」(1) に定める資格更新ポイント相当として認めます。

- (4) この特例試行を基に、本協会主催研修の新設定など、令和 4 年度以降の「オンライン研修」に関する基本方針(一定の基準を条件として付す等)も別途整えて順次に広報する予定です。

## 5. 教育研修機会等に関する特別措置が終了します。新年度への準備を進めます。

新型コロナ禍における臨床心理士への支援はもとより、継続的な教育研修機会の提供支援は、本協会にとっても特段の重要課題です。しかし、対面・リアル方式での臨床心理事例検討を基本とする教育研修機会が極端に制限される状況に鑑み、令和 2 年度早々から、倫理綱領の遵守や臨床心理士相互の可能な研修機会の確保をお願いすると同時に、教育研修機会の減少による資格更新に係る認定基準の特別措置を図りながら進めてきました。

この間、本協会は、資格更新該当者に限らず、臨床心理士の皆様の相互協力そして養成大学院関係者や受験者の皆様の絶大なご協力とご支援に心から感謝し応えるべく、臨床心理士支援事業の新規開発や教育研修機会支援の開発整備に積極的に取り組んできました。

その結果、令和 2 年度からの特別措置を延期して令和 3 年度末で終了する特別措置後の新年度「令和 4 年度以降の教育研修機会」に関する「オンライン研修についての基本方針」および「資格更新ポイント認定に関する基準」について、理事会承認を得、年度内には皆様に広報できる段階になりました。

臨床心理士の皆様には、以下ご確認の上で、令和 4 年度以降の新しい教育研修機会等について少しでも安心して備えていただくことをお願いします。「臨床心理士制度の良質化」と資格更新回数(IDカード記載の★印)に見合う世代多様性を活かした「臨床心理士資格更新・教育研修制度の実質化」に向けて、皆様による臨床心理士制度の未来創造をお願いします。

- (1) 基本的には、資格更新該当者に限らず、生涯学習として研修義務を負うことを自覚し、倫理綱領を遵守する等の専門義務として、従来どおり継続的な研修に備えてください。
- (2) 令和 2 年度および令和 3 年度末までの、いわゆる特別措置については、

『臨床心理士報』60号の特別収録③、④に掲載(同誌P.13~P.18)の「資格更新に係る教育研修機会」等についてご確認の上で備えてください。

- (3) 令和3年度特別措置等については、『臨床心理士報』61号の特別収録①に掲載(同誌P.12~P.15)の「新年度に備えて必ず確認と共有をお願いします!」、令和3年10月1日付「臨床心理士の皆様へのお知らせ〈速報〉」を再確認し備えてください。
- (4) 「オンライン研修」に関する基本方針等については、第165回理事会(令和3年12月5日開催)において決定を見ています。本年度内に試行配信する協会主催の「オンデマンド動画」(上記4の特例試行)とともに、これまでも実施されている多様な研修機会についても、一定の方針を提示する準備を整えます。
- (5) 以上は、ともに令和3年5月31日に関連規程や内規を踏まえて制定した、長年の実績ある「教育・研修委員会」、ワーキンググループを設置して準備し新規整備した「資格更新審査委員会」の丁寧な議論によって成るものです。両委員会を中心に、倫理委員会とも検討を重ね、相応の移行措置期間も念頭に、実効性のある臨床心理士制度を創新します。

以上、令和3年度の確定事項と重要事項についての当面の準備状況について「お知らせ」しました。これまで広報してきました「臨床心理士の皆様へのお知らせ〈速報〉」で予告しお約束してきたことの具体化ですが、あらためて丁寧にご確認いただき、自らに不利益が生じませんよう、よろしく願い申し上げます。

依然として予断を許さない状況にありますが、可能な限り臨床心理士支援に即応できるよう今後も迅速に本協会ホームページ等でお知らせしてまいります。

新型コロナ禍の中ですが、皆様のご協力を得て無事に事業を展開できましたことに厚く御礼を申し上げます。新役員体制のもとに堅実な事業企画をご案内できることへの深い感慨と感謝とともに、新年そして新年度に向けて引き続きのご協力とご支援をお願いします。

臨床心理士の皆様のご健勝とご健闘をお祈り申し上げます。

以上